

〈保育・家事・高齢者・妊産婦〉安全確認リスト

2025.4 改定

確認した事項に☑を付けて下さい。

確認の場所〔 依頼会員宅 ・ 提供会員宅 ・ 移動 ・ その他（ ） 〕

保 育	全 般	1	火災や地震の際の避難(場)所・避難方法を確認しましょう 避難(場)所()	☐
		2	ドアがバタンと閉まらないような対策をしましょう	☐
	依 頼 会 員 宅	3	子どもが触ると危険なものは、子どもの手の届かないところに置いておきましょう	☐
			①タバコ、薬、化粧品、洗剤、ビニール袋などの日用品	☐
			②はさみ、カミソリ、包丁などの刃物類	☐
			③ボタン、硬貨、指輪、ヘアピンなどの飲み込む恐れがあるもの	☐
			④アイロン、ポット、鍋などやけどの原因となるもの	☐
	提 供 会 員 宅	4	暖房としてストーブやファンヒーターを使う際、子どものやけどに気をつけましょう	☐
		5	子どもがいる時は、熱い飲み物などは飲まないようにしましょう	☐
		6	浴槽に水を溜めない、浴室に鍵をかけるなど、溺水対策をしましょう	☐
		7	ベランダや窓の側に踏み台となるようなものがおいておかないようにしましょう	☐
	の 預 か り	8	おもちゃは安全・清潔な状態になっているか確認しましょう	☐
		9	貴重品その他大切なものは、紛失の際の責任を負いかねますのでご自身で管理するようにお願いします	☐
		10	ベビーモニターなど、家の様子を確認できるカメラの設置 (有 ・ 無) (有)の場合、以下の確認をしました ①設置場所・録画機能の有無 ②録画内容は個人的な確認のみとし、SNS など公の場への流出はしません	☐
	移 動	11	子どもの遊び場、特に道路で遊ばないように安全に注意しましょう	☐
		12	屋外に出るときは、側にいて子どもから目を離さないようにしましょう	☐
13		階段や段差のあるところなどは注意しましょう	☐	
14		ベビーカーの使用方法を確認し、乗降時はストッパーをかけるなど、安全に注意しましょう	☐	
そ の 他	15	公園や散歩など外での預かりの場合、遊具の確認や遊び方など、安全を確認しましょう	☐	
	16	児童館や子育て施設などでの預かりの場合、非常口の場所の確認、遊び方など、安全確認をしましょう	☐	

※事故発生時には速やかな対応と連絡をお願いします。

- ① 119 番(救急車)又は #7119 番(救急相談センター)へ連絡する
- ② 依頼会員へ連絡する。常に緊急連絡先を携帯する
- ③ ファミサポ事務局へ連絡する 多摩平 042-589-7616 高幡 042-599-7616

※災害時の活動について

- ① 当日活動予定であっても災害が起きた時点で活動に入っていない場合は、原則として、その活動は中止とします。
- ② 活動中に避難が必要な状況の場合は、日野市指定の避難(場)所へお子さんとともに避難していただくことになります。市指定避難(場)所()

これは、災害発生時には依頼会員との連絡がとれなくなることが想定され、提供会員に際限なく負担がかかる可能性があるためです。依頼会員には、この事情をご理解いただき、予め災害時の対応等を双方で検討しておいて下さるよう、お願いします。

尚、災害発生時のお子さんの所在については、貼り紙を残したり、171 伝言ダイヤルを利用したりして依頼会員に伝えるよう、ご配慮をお願いします。

※171 伝言ダイヤルについては、予め利用法の確認をお願いします。

家事 ・ 高齢者 ・ 妊産婦	全般	1	寝室・書斎等プライベートスペースには立ち入らない	☐
		2	活動は上限 2 時間までとし、依頼された時間で終了とする	☐
		3	貴重品は目に触れるところには置かず、依頼会員の責任で管理する	☐
		4	室内のモニターの設置の有無（有・無） 有の場合は以下の確認をしました ①設置場所・録画機能の有無 ②録画内容は個人的な確認のみとし SNS など第三者への流出はしません	☐
	料理	5	食事作りは1食分で食べきれぬ量とし、作り置きはしない	☐
		6	食物アレルギーの有無を確認する	☐
		7	食事作りで出たゴミは処理するがもともとある生ゴミなどには触らない	☐
		8	調理終了後に必ず火の元の確認を行う	☐
	掃除	9	掃除道具の置き場所や掃除方法をアドバイザーと一緒に確認する	☐
		10	カビ取り・台所等の黒ずみ・排水溝等の掃除は行わない	☐
		11	椅子に上がるなど、高いところに上がっての作業は出来ない	☐
		12	風呂・トイレは洗剤を付けて軽くこする程度とする	☐
		13	トイレの床掃除の際は、マットに触らない	☐
	洗濯	14	カーテンやシーツの付け外しはしないが、外してあれば洗濯のみは可能とする	☐
		15	手洗いはしない	☐
		16	靴洗いはしない	☐
		17	洗濯機の掃除やゴミ取りはしない	☐
	買物	18	依頼会員のリストに沿って買い物をする	☐
		19	買い物からの活動の場合、店が活動のスタートとなる	☐
	その他	20	依頼会員不在時の室内の温度調節は提供会員が行う	☐
		21	依頼会員が不在の際の電話の対応や宅配便、郵便物の受け取りはしない	☐
		22	沐浴は手伝いのみとする	☐
		23	身体に触れる身体介護はしない	☐
		24	緊急時の連絡先を事前打ち合わせ票に記入したか確認する	☐
	災害時	25	当日活動予定があっても災害が起きた時点で活動に入っていない場合は、原則としてその活動は中止とする	☐
		26	活動中に災害が発生し避難が必要な際は、火の元を確認して直ちに避難する	☐

共通	謝礼金	1	謝礼金の授受は原則として会員同士の責任で行う	☐
		2	謝礼金の授受ができない場合、依頼会員はセンターに連絡する 活動翌月5日までに授受が完了していない場合は、授受が完了するまでその活動は停止する	☐

以上、確認しました。

年 月 日

提供会員

依頼会員

アドバイザー

日野市ファミリー・サポート・センター